

会 議 録					
行田市教育委員会 令和8年第2回2月定例会					
招集年月日	令和8年2月4日(水)		開会場所	行田市産業文化会館管理棟 2A会議室	
開閉の時刻 及び宣言者	開会	2月4日(水)	午後 2時00分	教育長	渡辺 充
	閉会	2月4日(水)	午後 3時02分	教育長	渡辺 充
教育長	渡辺 充	教育長職務代理者	鹿山高彦	仮議長	
席次番号	出席の教育長 及び委員氏名	摘 要			
1	渡辺 充				
2	鹿山高彦				
3	大竹洋平				
4	大木華子				
5	田口路子				
議 事 参 与 者			書 記		
副教育長	諸貫 忠秋	書記長	岡部 将弘		
学校教育部長	細谷 博之	書記次長	上野恵美子		
参事	中島 淳	書記	阪本 康秀		
生涯学習部長兼参事	長島 浩司				
学校教育部次長兼教育指導課長	嶋村 理彦				
生涯学習部次長兼図書館長 兼視聴覚ライブラリー館長	松田 正				
生涯学習部次長兼郷土博物館長	鈴木紀三雄				
教育総務課長	岡部 将弘				
学校給食センター所長	飯田 勝雄				
教育支援センター所長	篠田 豊和				
生涯学習課長	近藤 隆洋				
スポーツ振興課長	伊藤 賀章				
文化財保護課長	酒井 春彦				
教育文化センター所長兼中央公民館長	蓮沼 義典				
生涯学習部副参事	岡田 安弘				

会議事件名		顛	末
会 議 の 進 行 状 況		<p>教育長 会議の公開について諮る前に、傍聴人の確認を事務局にお願いする。</p> <p>教育総務課長 本日、傍聴人は0名である。</p> <p>教育長 本日の会議日程は議案6件である。議案第3号、議案第4号及び議案第8号は、議会案件であることから会議は非公開、議事録については議会終了後となることから公開とし、議案第5号ないし議案7号については、公開としてよろしいか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 日程に先立ち、1月定例会の会議録について事務局に報告を求める。</p> <p>書記次長 1月定例会会議録報告</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長 議案第5号及び議案第6号は関連があるため、一括議題とする。</p>	
	議案第5号	教育長提案、書記次長議案朗読	
	行田市小中一貫教育基本方針策定委員会設置要綱の一部改正について	<p>教育指導課長 小中一貫教育基本方針策定委員会については、平成30年度に施行した設置要綱により設置し、その中で、小中一貫教育基本方針を策定</p>	

<p>議案第6号 行田市小中一貫教育基本方針策定委員会委員の委嘱について</p>	<p>した。このたび、行田市義務教育学校3校設置に向けて、新たに小中一貫教育基本方針を策定する予定である。</p> <p>議案第5号は、行田市小中一貫教育基本方針策定委員会設置要綱の一部を改正するものである。理由としては、現行所管名に改めるものである。</p> <p>議案第6号は、行田市小中一貫教育基本方針策定委員会委員の委嘱について諮るものである。</p> <p>本委員会は、基本方針の策定を行うため、設置するものである。任期は、令和8年2月10日から、行田市小中一貫教育基本方針策定委員会設置要綱第2条の規定にある報告をもって終了するものである。</p> <p>なお、委員の選出区分は、第1号委員「行田市立小・中学校校長」、第2号委員「行田市PTA役員」、第3号委員「行田市学校運営協議会委員」、第4号委員「学識経験者」であり、合わせて9名以内となっている。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>大木委員 押田氏の住所が兵庫県宝塚市とあるが、会議にはどのような形で参加するのか。</p> <p>教育指導課長 押田氏は出身は行田市であり、会議の参加はオンラインでの参加を考えている。</p> <p>鹿山委員 押田氏のプロフィールを教えて欲しい。</p> <p>教育指導課長 兵庫教育大学の客員教授であり、他の策定委員会等での委員の経験もある方である。</p> <p>【全委員承認】</p>
<p>議案第7号 行田市立小・中学校の</p>	<p>教育長提案、書記次長議案朗読</p>

		<p>管新設工事について、不用額が生じたことから減額補正をするものある。</p> <p>次の3項3目学校建設費の校舎等新設改良費の14節中学校工事請負費及び17節学校管理備品費は忍中学校及び行田中学校の体育館に導入する移動式エアコンの購入及び設置に係る工事費用である。</p> <p>次の4項2目文化財保護費の文化財保護費18節文化財保存事業費補助金は、太田地区の真名板にある県指定史跡の真名板高山古墳において、墳丘南側の一部の木が隣接する民家へ倒れる危険性があり、伐採に要する費用の一部を市等へ支援してほしい旨の要望が管理する地域の真名板薬師堂社寺会からあったことから、埼玉県、市及び当該社寺会で協議し、市としての費用負担に要する経費を計上したものである。</p> <p>続いて、歳入について説明する。</p> <p>17款寄附金は、教育振興を目的とする指定寄附について、当初の見込みを上回る寄附があったことから、追加補正するものである。</p> <p>19款繰越金は、補正財源として、前年度繰越金を措置するものである。</p> <p>20款4項1目雑入の物件移転等補償費は、県が実施する忍川河川改修工事に伴う物件移転補償費である。なお、県が令和8年度以降に実施する河川改修工事に伴う物件移転補償費として受け入れるものであることから、今年度は学校教育施設整備基金へ積立て、工事を実施する年度の財源とする予定である。</p> <p>21款1項8目教育債の中学校体育館空調設備事業債は歳出で説明した忍中学校及び行田中学校の移動式エアコンの導入の財源として借り入れるものである。</p> <p>続いて、繰越明許費について説明する。</p> <p>繰越明許費補正であるが、1つ目の中学校体育館空調整備事業は、事業が年度を跨ぐことから繰越明許費を設定するものである。</p> <p>次の総合公園庭球場設備整備事業は、入札が不調であったことから、改めて令和8年度に予算を繰り越して実施するため、繰越明許費を設定するものである。</p> <p>続いて、債務負担行為の補正について説明する。</p> <p>体育施設並びに総合公園及び富士見公園指定管理料について、令和8年6月から総合体育館のメインアリーナ及びサブアリーナで空調設備が稼働することに伴い、その電気料や水道料などの追加経費も踏まえた指定管理料の増額分について、債務負担行為を設定するもので、期間は令和7年度から令和9年度まで、限度額は4,600万円</p>
--	--	--

	<p>議案第 4 号 令和 8 年度一般会計教育費予算について</p>	<p>である。 続いて、地方債補正について説明する。 中学校体育館空調整備事業は、移動式エアコン導入に係る経費を措置したことから新たに地方債を措置するものである。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>学校教育部長 議案第 4 号について、教育費の概要及び学校教育部所管に関わる歳出予算を説明する。</p> <p>生涯学習部長 議案第 4 号について、生涯学習部所管に関わる歳出予算を説明する。</p> <p>教育総務課長 議案第 4 号について、歳入予算を説明する。</p> <p>教育長 何か意見等はあるか。</p> <p>鹿山委員 1 ページの特色ある教育活動推進プロジェクトが新規事業となっていますが、歳出の中で具体的にどの事業が該当するのですか。</p> <p>教育指導課長 小中学校指導費 1 2 節で計上しており、音楽創造プロジェクトとして、1 0 8 万 4 千円、マイ足袋作りとして 2 1 2 万 8 千円、環境教育として 3 1 万 9 千円、情報活用能力活用事業として 1 4 0 万 4 千円などがある。</p>
--	---	--

<p>議案第8号 行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例について</p>		<p style="text-align: center;">【全委員承認】</p> <p>教育長提案、書記次長議案朗読</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>本案は、3月定例会市議会に条例案を上程するため、教育委員会に諮るものである。</p> <p>行田市総合公園野球場西側広場に、新たな体育施設として総合公園ターゲット・バードゴルフ場を設置するにあたり、その施設の利用時間や使用料などについて規定するため、所要の改正を行うものである。</p> <p>また、当該体育施設を追加することに伴い、行田市都市公園条例にも影響があるため、当該条例を併せて改正するものであるが、本定例会では、行田市体育施設設置及び管理条例部分の説明を申し上げる。</p> <p>第3条第2項は、教育委員会が管理する体育施設に総合公園ターゲット・バードゴルフ場を加えるものである。</p> <p>次に、第4条第1項は同条中の体育施設にターゲット・バードゴルフ場を一般の用に供さない日について規定するものである。</p> <p>次に、第5条第1項は総合公園ターゲット・バードゴルフ場の利用時間について規定するものである。</p> <p>体育施設の使用料を規定する別表第1に、ターゲット・バードゴルフ場の使用料について規定するものである。</p> <p>別表第1の備考第2項は、ターゲット・バードゴルフ場の日没等やむを得ない理由に関する利用時間について規定するものである。</p> <p>次に、備考第5項は、日没等やむを得ない理由に関する使用料について規定するものである。</p> <p>附則であるが、第1項は、施行期日を令和8年10月1日とするものである。</p> <p>附則第2項は、ターゲット・バードゴルフ場の利用の許可に係る申請その他ターゲット・バードゴルフ場の利用に関し必要な準備行為について、本条例の施行日前においても行うことができることを規定するものである。</p> <p>鹿山委員</p> <p>ターゲット・バードゴルフというものを初めて知ったのだが、総合公園のどこの場所に設置するのか。また、使用するボールは人に当たった際に危険はないのか。</p>
---	--	--

		<p>スポーツ振興課長</p> <p>ターゲット・バードゴルフはゴルフクラブでいうサンドウェッジでゴルフボールにバトミントンの羽のようなものが付いた形状をしたボールを打つスポーツである。</p> <p>設置場所は、総合公園野球場西側で野球場と多目的広場の間の林に囲まれたスペースを考えている。</p> <p>なお、万が一を考えて、周囲をフェンスで囲む予定である。</p> <p>大竹委員</p> <p>行田市はターゲット・バードゴルフが盛んなのか。</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>ターゲット・バードゴルフ自体は老若男女問わず気軽に楽しめる生涯スポーツとしてグラウンドゴルフと同様に人気が出始めている。現在、行田市スポーツ協会にターゲット・バードゴルフ協会という組織もあり、75名の方が会員として参加しており、ほぼ毎日午前中に、先述した場所でターゲット・バードゴルフを楽しんでいるのが本市の現状である。</p> <p>大竹委員</p> <p>競技場は既に完成されているのか。</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>現状は、ターゲット・バードゴルフ協会の会員が先述した林に囲まれたスペースで自主的に行っている。</p> <p>鹿山委員</p> <p>現状はフェンスが無く危険ではないのか。</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>現在のところ他の公園利用者から危険であるとの苦情等はないが、ターゲット・バードゴルフが生涯スポーツであり、地域間世代間の交流も期待されていることから、さらに推進していくために、スポーツ施設化してフェンス等で囲むことでより安心安全な場を提供する予定である。</p>
--	--	---

		<p>田口委員</p> <p>その場所でターゲット・バードゴルフをすることの許可が今までも出ていたのか。</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>都市公園ということで容認されていた現状であるが、これを機に安心安全な場所の提供に努めていく。</p> <p>大木委員</p> <p>今後、きちんと施設として整備して料金が発生することになるが、今まで自主的に活動していたターゲット・バードゴルフ協会から反発や意見はないのか。</p> <p>スポーツ振興課長</p> <p>今回の条例を上程するに当たって、ターゲット・バードゴルフ協会とは数回にわたり料金面や今後の使用方法等を協議しているため問題ないものと認識している。</p> <p>【全委員承認】</p>
--	--	---

そ の 他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項

- 1 次回定例会開催予定日 令和8年3月26日(木) 午後2時00分
行田市産業文化会館管理棟 2A会議室

以上、顛末を記載して、その発言内容に相違がないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員